## ガイドラインに関する協議経過について

現在検討中の「図書館等における複製等ガイドライン」(仮称)において、以下の事項について、図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会の合意事項及び継続協議事項とすることとした。

## 1. 合意事項

改正法第31条第1項第1号及び同条第2項における「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるもの」として、以下の著作物を含めること。

- (1)発行後相当期間経過後の定期刊行物に掲載された著作物
- (2)複製等の範囲内に存する写真(美術の著作物等の複製を含む)、図版等の 著作物であって、公衆送信のための複製時における解像度の設定等に照 らし、調査研究の目的を逸脱しないと認められるもの
- (3) 複製等の範囲内に存する、分量が極めて少ない著作物

## 2. 継続協議事項

改正法第31条第2項ただし書における「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」として、以下の図書館資料を公衆送信サービスから除外する図書館資料として検討すること。

- (1)楽譜、地図、写真集・画集
- (2)発行後相当期間経過前の定期刊行物
- (3) 商用公衆送信サービスにおいて、書籍をチャプターごとなど部分単位で販売している場合または、定期刊行物に掲載された論文等の記事を一記事単位で販売している場合等にあたるとして、指定管理団体から特定図書館等に提供されるリストに掲載された書籍及び定期刊行物

以上